

仲裁法等の改正に関する論点の補充的な検討（１）

1 仲裁関係事件手続における管轄に関する規律

仲裁関係事件手続における管轄について、次の規律を設けることとしては、どうか。

仲裁法第５条第２項として、次の規定を加える。

前項に規定する事件について、同項第３号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

(1) 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

(2) 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

（説明）

1 提案の概要

本文１は、仲裁法第５条第１項に規定する事件について、当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（同項第３号）に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることを提案するものである。

2 提案の理由

第３回会議では、仲裁関係事件手続につき東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの方向性に特段の異論はみられなかった。実際、直近の５年間に我が国の裁判所に係属した仲裁関係事件のうち、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所で審理されたものは半数程度にとどまっていることを踏まえると、上記各地方裁判所以外の地方裁判所に管轄を認めるべきニーズも一定程度あるものと考えられることから、現行法上の土地管轄は維持しつつ、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、仲裁関係事件手続に関するノウハウを蓄積することにより、その一層の適正化及び迅速化を可能とする観点から、上記の競合管轄を認めるとの規律を設けることが相当であると考えられる。

そこで、本文１のとおり、競合管轄を認めることを提案するものである。

2 暫定保全措置の承認及び執行に関する規律

モデル法の一部改正を踏まえ、暫定保全措置の承認及び執行について、次の規律を設けることとしては、どうか。

(以下、部会資料2における提案からの変更点に下線を付した。)

【暫定措置又は保全措置の承認及び執行】

(1) 暫定措置又は保全措置の承認及び執行のための要件

ア 暫定措置又は保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下、この(1)及び(2)において同じ。）は、その効力を有する。ただし、当該暫定措置又は保全措置に基づく民事執行をするには、後記(2)による執行決定がなければならない。

イ 前記アの規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（①から⑧までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。以下④及び⑥において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。

④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

⑤ 暫定措置又は保全措置が、仲裁合意又は当事者間の別段の合意の範囲を超えて発せられたものであること。

⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。

⑦ 暫定措置又は保全措置を発するについて仲裁廷が相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、当該担保が提供されたことの証明がないこと。

⑧ 暫定措置又は保全措置が仲裁廷（仲裁地が属する国（当該暫定措置若しくは保全措置に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令で

ある場合にあっては、当該国の法令によりその権限を有する場合には、当該国の裁判所により取り消され、又はその効力を停止されたこと。

⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。

⑩ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

⑪ 暫定措置又は保全措置の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

ウ 前記イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記イの規定を適用する。

(2) 暫定措置又は保全措置の執行決定

ア 暫定措置又は保全措置に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（暫定措置又は保全措置に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。

イ 前記アの申立てをするときは、暫定措置又は保全措置の命令書の写し、当該写しの内容が暫定措置又は保全措置の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定措置又は保全措置の命令書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定措置又は保全措置の命令書の一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる。

ウ 前記アの申立てを受けた裁判所は、暫定措置又は保全措置の変更、停止又は取消しを求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、前記アの申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記アの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

エ 前記アの申立てに係る事件は、仲裁法第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号及び第2項各号に掲げる裁判所並びに請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

オ 裁判所は、前記アの申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は

一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

カ 前記アの申立てに係る事件についての仲裁法第5条第4項又は前記ウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

キ 裁判所は、後記ク又はケの規定により前記アの申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

ク 裁判所は、前記アの申立てがあった場合において、前記(1)イ各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同イ①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

ケ 前記(1)イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記クの規定を適用する。

コ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記アの申立てについての決定をすることができない。

サ 前記アの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

1 部会資料2からの主な変更点について

本文2(1)アは、暫定保全措置の承認に関する規律を設けることを提案するものである。また、本文2(1)ウは、上記規律を設けることに伴い、仲裁法第45条第3項に対応した規律を整備することを提案するものである。

本文2(1)イ③は、同④及び⑥においても問題となる「仲裁手続」につき「暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。」との文言を加えることを提案するものである。

本文2(1)イ⑤は、「当事者間の合意」の意味を明確にするとの観点から、「仲裁合意又は当事者間の別段の合意」と文言を改めることを提案するものである。

本文2(2)イ及びエは、執行決定の申立てに係る手続における外国語資料の訳文添付及び管轄について、仲裁法第46条第2項及び第4項に対応した規律を設けることを提案するものである。

2 暫定保全措置の承認に関する規律について

(1) 改正モデル法への対応の観点

第2回会議では、改正モデル法第17H条第1項が暫定保全措置の承認に関する規律を設けていることから、我が国の仲裁法においてもこれに対応する規律を設けるべきであるとの意見が多数みられた一方、暫定保全措置の承認に関する規律を設けることによって実務上の不都合が生じるとの意見はみられなかった。そこで、こ

これらの意見を踏まえ、本文2(1)アは、暫定保全措置の承認に関する規律を設けることを提案するものである。

(2) 暫定保全措置の承認に関する規律の意義等

暫定保全措置には、執行力以外にも、我が国において認めるべき手続法上の効力を観念することができるとして、承認に関する規律を設ける意義があるとの考え方があり得る。第2回会議では、例えば、法的地位を有することを確認するとの暫定保全措置が発令された後に、我が国の裁判所に対し、その地位を有することを前提とした保全処分の申立てがされた場合には、当該裁判所は、被保全権利や保全の必要性に関する判断について、先行する暫定保全措置の内容に拘束されるものと考えられることから、承認すべき効力を認めることができるとの意見があった。

他方、確定判決と同一の効力を有するとされる仲裁判断とは異なり、暫定保全措置が実体法上の効力を有するにとどまるとしても、我が国において当該効力が認められる要件を明示するために、承認に関する規律を設ける意義があるとの考え方もあり得る。承認に関する規律を設けることにより、例えば、我が国の裁判所に対し、暫定保全措置に反したことを理由として損害賠償を求める訴訟が提起された場合に、当該訴訟の被告（暫定保全措置の効力を争う者）が、本文2(1)イに掲げた各事由を抗弁として主張することができることが明らかになるものと考えられる（注1）。

なお、「暫定措置又は保全措置は、その効力を有する。」との規律は、外国裁判所の確定判決の効力について定めた民事訴訟法第118条、仲裁合意の効力等について定めた仲裁法第13条第1項（注2）の規律に倣ったものである。

（注1）暫定保全措置の承認に関する規律を設けないこととした場合には、①暫定保全措置の実体法上の効力について適用すべき準拠法は、必ずしも明らかでない（例えば、仲裁合意に適用すべき法（仲裁法第44条第1項第2号及び第45条第1項第2号参照）や仲裁判断において準拠すべき法（仲裁法第36条参照）が候補となり得る。）上、②適用される準拠法が日本法であるとした場合、民法第90条（公序良俗）や第95条（錯誤）等を適用することが考えられるが、本文2(1)イ④等の暫定保全措置固有の事情を理由に、仲裁合意又は仲裁判断の効力と区別して、暫定保全措置に基づく実体法上の効力についてのみ無効又は取消しを認めることができるかは、必ずしも明らかでないものと考えられる。

（注2）仲裁法第13条第1項は、「仲裁合意は…当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。」との規律を設けているが、これは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）第2条第1項の「各締約国は…仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき…紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする（shall

recognize。）」との規律に対応したものであるとも考えられる。

3 暫定保全措置の承認又は執行の拒否事由について

(1) 本文2(1)イ③、④及び⑥について

部会資料2においては、本文2(1)イ④につき「当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと」との規律を提案していたが、第2回会議では、この規律の下では、暫定保全措置の発令と関係のない仲裁手続の違背についての主張がされ、執行決定の手続が遅延するおそれがあるとの意見や、暫定保全措置との関係ではその発令までの間に防御の機会が与えられなかったが、最終的に仲裁判断がされるまでの間には仲裁判断との関係で防御の機会が与えられた場合に、暫定保全措置の執行拒否事由が認められないおそれがあるとの意見があった。

これらの意見を踏まえると、本文2(1)イ④のみならず、同③及び⑥においても、問題となる「仲裁手続」の範囲に限定を加えることが相当であると考えられる。そこで、同③では、同④及び⑥においても問題となる「仲裁手続」につき「暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。」との文言を加えることを提案している。

なお、同⑩は、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関する申立てであるか否かを問題とするものであるところ、当事者が仲裁人に解決を委ねる紛争（仲裁法第2条第1項参照）は、仲裁合意又は仲裁手続全体との関係で観念されていることから、同⑩の「仲裁手続」については、「暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。」との文言を加えないこととしている。

(2) 本文2(1)イ⑤について

部会資料2においては、「当事者間の合意の範囲を超えて発せられたものであること」との規律を提案していたが、第2回会議では、仲裁法第44条第1項第5号は「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。」と規定していることから、これに倣った規律とすることを検討すべきであるとの意見や、上記「当事者間の合意」と仲裁合意との関係を明らかにすることが望ましいとの意見があった。

しかしながら、仲裁法第44条第1項第5号に倣った規律とすると、例えば、金銭の給付を目的とする請求について仲裁手続が申し立てられた場合において、被申立人の財産の散逸を防止するための暫定保全措置が発令されたときに、当該暫定保全措置の内容は、形式的には「仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項」とであると解釈されるおそれがある。そこで、本文2(1)イ⑤では、引き続き、当事者間の合意の範囲を超えるか否かを基準とする規律を提案している（注）。

他方、ここで問題とする「当事者間の合意」の意味を明確にするとの観点から、本文2(1)イ⑤は、「仲裁合意又は当事者間の別段の合意」と文言を改めることを提案するものである（この提案は、部会資料2の第1の1(1)のとおり、仲裁法第24

条第1項において、「当事者間に別段の合意がない限り」との文言を維持することを前提としている。))。

(注) 第2回会議においては、暫定保全措置が、暫定保全措置の申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであることも拒否事由とする旨の規律を設けてはどうかとの意見があった。しかしながら、暫定保全措置の申立てにおいて、仲裁廷が命ずべき措置の具体的内容の特定は必ずしも求められていないことに照らし、本文2では、上記事由を拒否事由として明示しないこととしている。もっとも、暫定保全措置の申立てにおいて仲裁廷が命ずべき措置の内容が具体的に特定されている場合に、仲裁廷がそれと異なる内容の措置を命ずる暫定保全措置を発したときには、防御することが不可能であったこと(本文2(1)イ④)との拒否事由を認める余地があるものと考えられる。

4 外国語資料の訳文添付や管轄等に関する規律について

(1) 本文2(2)イについて

本文2(2)イは、仲裁法第46条第2項に対応する規律を設けるとともに、暫定保全措置の執行決定の申立てにおいて、暫定保全措置の命令書の一部につき、その訳文添付の省略を認める規律を設けることを提案するものである。

外国語資料の訳文添付について、第3回会議では、英語で作成された資料については一律に訳文添付の省略を認めるべきであるとの意見、争点との関連性によって訳文添付の省略の可否を判断すべきであるとの意見、裁判所が相当と認めるときに訳文添付の省略を認めるとの規律を設けるべきとの意見等があった。

本文2(2)イは、①仲裁関係事件手続に限り、裁判所法第74条の例外規定を設けることは困難であること、②裁判所法第74条との関係で、執行決定の申立ての趣旨を特定するため又は債務名義となる給付文言を明示するために必要な部分については、日本語の訳文添付が必要であると考えられること(部会資料3-2の第1の2参照)、③裁判所が、審理に当たっての必要性を踏まえ、訳文添付の省略の可否を判断することが相当であり、申立時において、裁判所が争点との関連性を的確に判断することは困難であると考えられることから、「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定措置又は保全措置の命令書の一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる」との規律を設けることを提案するものである。

(2) 本文2(2)エについて

本文2(2)エは、仲裁法第46条第4項に対応する規律を設けることを提案するものである。なお、「仲裁法第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず」との部分については、前記本文1のとおり、仲裁法第5条第2項として、仲裁関係事件手続につき東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設ける

ことを前提としている。

3 仲裁合意の書面性に関する規律

モデル法の一部改正を踏まえ、仲裁合意の書面性に関し、次のような規律に改めることとしては、どうか。

【仲裁合意の効力等】

(1) 仲裁法第13条第2項を、次のように改める。

仲裁合意は、書面によってしなければならない。

(2) 仲裁法第13条第3項として、次の規定を加える。

仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。

(説明)

1 部会資料2からの変更点について

本文3(1)は、仲裁法第13条第2項について、書面要件を満たす場合を例示する部分を削る旨の改正を提案するものである。

本文3(2)は、現行仲裁法第13条第3項及び第4項と平仄を合わせる形で文言を改める旨を提案するものである。

2 本文3(1)について

第2回会議では、仲裁法第13条第2項について、改正モデル法オプションIの第7条第2項に対応した規律に改めるべきであるとの意見があった。

仲裁法第13条第2項は、書面要件を満たす場合について、「当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面」と例示している。しかしながら、本文3(2)のように、仲裁合意の内容が何らかの方式で記録されているときは、書面要件を満たすものとする規律を設けるのであれば、仲裁法第13条第2項の上記例示部分に関する規律を維持する必要性は乏しいものと考えられる。

そこで、本文3(1)は、仲裁法第13条第2項の上記例示部分を削る旨の改正を提案するものである。

3 本文3(2)について

現行仲裁法第13条第3項及び第4項は「書面によってされたものとする」との文言を用いていること等を踏まえ、本文3(2)は、部会資料2の第2では「書面によるものとする」としていた部分について、「書面によってされたものとする」と改めることを提案するものである。